

土地改良区の地区除外等の取扱について

昭和 40 年 5 月 12 日 40 農地 B 第 1671 号
改正一昭和 44 年 6 月 5 日 44 農地 B 第 1856 号 (管)
昭和 44 年 10 月 16 日 44 農地 B 第 3162 号
平成 9 年 10 月 16 日 9 構改 B 第 1010 号
平成 21 年 12 月 15 日 21 農振第 1606 号
平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2467 号
平成 28 年 4 月 1 日 27 農振第 2205 号

各都道府県知事

殿

各地方農政局長

農 林 省 農 地 局 長

近時、土地改良区の地区内における農地転用は、とみに増加する傾向にあるが、これらの転用に伴い、土地改良区は、土地改良法第 42 条（権利義務の継承および決済）、同法第 43 条（組合員の資格得喪の通知義務）および同法第 66 条（地区変更）に規定する各手続を必要とし、さらに同法第 48 条（土地改良事業計画の変更等）に規定する手続を要する場合も生ずるが、これらの各手続を的確に行なわせ、また、農地転用に係る事業が土地改良区の事業に及ぼす影響が少ないように調整させるため、別紙「土地改良区地区除外等処理規程例」を参考として土地改良区内部取扱規程を設定せしめるとともに、転用団地が一定面積以下の場合における前記規程に基づく意見書の交付等については総会（総代会）の議決を要せず理事会等で処理しうるよう規約に定める等の措置を講じ、農地転用に伴う土地改良区の事務処理を円滑に行わせるよう指導されたい。

なお、前記土地改良区地区除外等処理規程の運用にあたっては、下記事項に留意するようあわせて指導されたい。

記

決算金算定基準について

- 1 決済の基本となる土地改良事業費（維持管理費を含む）は、法手続により確定した計画によることを原則とするが、物価変動により残存事業費が増減する場合には、その増減額を加除した事業費によるものとする。
- 2 (1) 維持管理費を決済の対象とするには、維持管理計画が確定していることはもちろん、さらに、決済対象期間に応ずる事業費が、その計画に示されていなければならない。このため施設別区分、設置または改良時点別区分を行ない、それぞれについて耐用年数期間と各維持管理費を算定する必要がある。この分類が困難な場合にあっては、耐用年数の最も短い施設の当該期間をもってすべての施設の耐用年数に代える等の方法によるものとする。
(2) 前記に伴い今後耐用年数を延長させる規模の大改修が行われる場合は、維持管理計画の変更が必要となる。
- 3 国または都道府県営土地改良事業の負担金、分担金を決済の対象とするには、土地改良区の定款において、これを負担すべきことが明示されていなければならない。
- 4 土地改良区が徴収すべき金銭の額のうち、決済年度の翌年度以降の負担相当額についての決済時点における現価は、次式により算定するものとする。

(1) 徴収すべき負担相当額（後価）が各年度定額の場合

$$a' = a \frac{1}{r} \frac{1 - (1+r)^{-n}}{1+r}$$

a = 各年度負担相当額

a' = 現 価

r = 利 率

n = 年 数

(2) 徴収すべき負担相当額（後価）が各年度不定額の場合

$$a' = \frac{a_1}{1+r} + \frac{a_2}{(1+r)^2} + \dots + \frac{a_n}{(1+r)^n}$$

a₁ = 第1年度負担相当額

a₂ = 第2年度負担相当額

a_n = 第n年度負担相当額